

# JSTの知財集約制度について

## 【趣旨】

大学等の知財のうち、技術移転やイノベーション創出の期待が持てるが大学等単独では保有困難な特許（特許を受ける権利を含む）について、出口を見据えJSTが譲受（これを「知財集約」といいます。）し、大学等と協力しながら積極的な活用促進を図ります。

## 【制度概要】

目的	対象	時期	対価	その他
JST保有特許の補強によるJST特許ポートフォリオの強化	<p><b>大学等に帰属することとなる知財で、左記目的に適うもの。</b></p> <p><b>ただし、JSTが行う委託研究事業における成果で産業技術力強化法第17条の規定が適用されるものを除く</b></p> <p>（対象外となる事業例）                      戦略的創造研究推進事業、未来社会創造事業、研究成果展開事業など</p>	<p>出願前（原則）</p> <p>（JSTで強い特許出願にすることを企図）</p>	<p>1) 譲受時の対価はありません（無償譲渡）。</p> <p>2) 実施料収入があった場合には、その一定割合を配分します。（→1.(2)参照）</p>	<p>全部譲渡のみです。</p>

## 【知財集約の方針】

### 1. 対価

- (1) 譲渡時は、**無償**でお譲りいただきます。
- (2) 実施料は、特許実施（オプション含む）による収入が発生した場合、当該特許の機構の持分に対する収入の**50%を控除した後、この残額**※1,※2を配分します。

※1：譲渡人が大学等機関の場合、発明者への還元は、大学等機関の規定により大学等機関が実施するものとします。

※2：ただし、特許実施の対価として取得した株式または新株予約権等の売却や特許実施以外の事由（第三者への譲渡等）によって生じた収入については、当該特許の機構の持分に対する収入から当該収入を得るために要した経費を控除し、更にその金額から50%を控除した後、その残額を配分します。

### 2. その他

- (1) 集約対象はJSTが厳選します。
- (2) 出願前集約でJSTが国内特許出願した場合、外部有識者を含む委員会においてPCT出願が認められなければ、当該国内出願特許も放棄します。
- (3) 譲渡条件の詳細については、個別の譲渡契約にて定めます。

【お問い合わせ先】 〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ  
 科学技術振興機構 知的財産マネジメント推進部 知財集約・活用グループ  
 TEL：03-5214-8486 FAX：03-5214-8417 E-mail: license@jst.go.jp